JA 淡路日の出「サンライズ食農教育支援」の概要

１・目的

この支援は、地域において食農教育活動に取り組む団体に対して、その活動を支援することを目的として設置しています。

２・対象活動

① 農業体験（植付け・収穫等）
② 地元食材を使った料理教室・コンテスト
③ 食農に関する研修会・講演会等
④ その他、この支援金を交付するに相応しいと、JA 淡路日の出において認めた活動

３・対象団体

① 淡路日の出管内に所在する学校（保育園・幼稚園・小学校）
② 上記管内に所在する地域の団体　（子ども会・女性会・農業団体など）
③ 本支援からの助成の必要性が認められないものや、営利を目的とする団体の活動は対象外となります。

４・支援金額と支援対象範囲

① 1 団体 1 事業に限り支援申請とします。
② 支援金額は総事業費に対して 5 万円を限度として支援します。
③ 支援対象範囲は資材費、材料費、謝礼金、委託料、印刷製本費、通信運搬費、会議費など。（人件費・日当等は除く）ただし、会費・参加費、その他収入があれば、総事業費から差し引きます。
④ JA 淡路日の出のサンライズ食農教育支援活動支援金以外から食農教育に関する支援金・助成金等を受けられる場合は申請できません。
⑤ 同一活動に対して、2 団体からの重複した請求はできません。

５・対象活動期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 2 月 28 日の期間に実施される活動。

６・支援申請期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 7 年 5 月 30 日までに申し込みください。
期日厳守でお願いします。

７・支援申請から支援金支払いまでの流れ

① 支 援 金 申 請：JA 淡路日の出「サンライズ食農教育支援」申請書（様式 1 号）を上記期間内に最寄りの支店に提出ください。
② 支 援 先 決 定：審査においてその取り組みが決定されれば、決定（認定）通知書を当該団体に送付します。
※（申請団体による対象活動の実施）
③ 支　援　決　定：支援対象活動終了後、速やかに所定の JA 淡路日の出「サンライズ食農教育支援」活動実施報告書（様式２号）を最寄りの支店へ提出ください。活動内容や資金活用が支援申請どおりか審査します。
④ 支援金支払い：当ＪＡの指定口座に支援金を振り込みます。
＊申請書（様式 1 号）および、活動実施報告書（様式 2 号）は、当ＪＡのホームページからダウンロードいただけます。

８・活動実施報告書の提出期間

令和 8 年 3 月 16 日までに提出をお願いします。

９・支払い決定の取り消し

支援団体が下記に該当する場合、支援金の全部または、一部を取り消します。
① 虚偽その他不正な手段により支援の決定を受けたとき。
② 支援金を目的以外の用途に使用したとき。
③ 前各号のほか、支援の内容・目的に違反したとき、又は JA 淡路日の出の意向に従わなかったとき。

10・支援先及び活動内容の報告

支援先（団体名）及び活動内容については JA 広報誌等で報告させていただきます。

＊令和 6 年度は、12 小学校・1 保育園から申請がありました。

応募先及びお問い合わせ先

淡路日の出農業協同組合

（事務局）総務部企画課（担当：松本）

〒656-2131　淡路市志筑 3112-14
TEL　０７９９－６２－６２００
FAX　０７９９－６２－６３４５